

平成27年度 過労死等の労災補償状況

～ 過労死等の請求件数は過去10年間で2番目の多さ
精神障害の支給決定件数は5年連続30件以上の高水準 ～

神奈川県労働局（局長 藤永 芳樹）は平成27年度の過労死等の労災補償状況を取りまとめましたので公表します。

*「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第2条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」と定義されています。

1 脳・心臓疾患の労災補償状況（別添資料1-1～5のとおり。）

- (1) 請求件数は75件で、前年度比で21%の増加となっている。
- (2) 支給決定件数は19件で、前年度比で△5%の減少となっている。
- (3) 業種別の支給決定件数は「建設業」が最多。
- (4) 職種別の支給決定件数は「販売従事者」・「その他の職種」が最多。

2 精神障害の労災補償状況（別添資料2-1～6のとおり。）

- (1) 請求件数は118件で、前年度比で△3%の減少となっている。
- (2) 支給決定件数は38件で、前年度比で15%増加した。
- (3) 職種別の支給決定件数は「専門的・技術的職業従事者」が最多。
- (4) 出来事別の支給決定件数は、「仕事内容・仕事量の変化」が最多。

表1-1 脳・心臓疾患の労災補償状況

(件)

区分		年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
脳・心臓疾患	請求件数(全国)		898	842	784	763	795
	決定件数(全国)		718	741	683	637	671
	うち支給決定件数 (認定率)		310 (43.2%)	338 (45.6%)	306 (44.8%)	277 (43.5%)	251 (37.4%)
	請求件数(神奈川)		71	58	62	62	75
	決定件数(神奈川)		58	54	51	54	56
	うち支給決定件数 (認定率)		30 (51.7%)	23 (42.6%)	16 (31.4%)	20 (37.0%)	19 (33.9%)

注) 決定件数は、当該年度に請求されたものに限るものではない。

図1-1 脳・心臓疾患の労災請求・決定件数の推移(神奈川県)

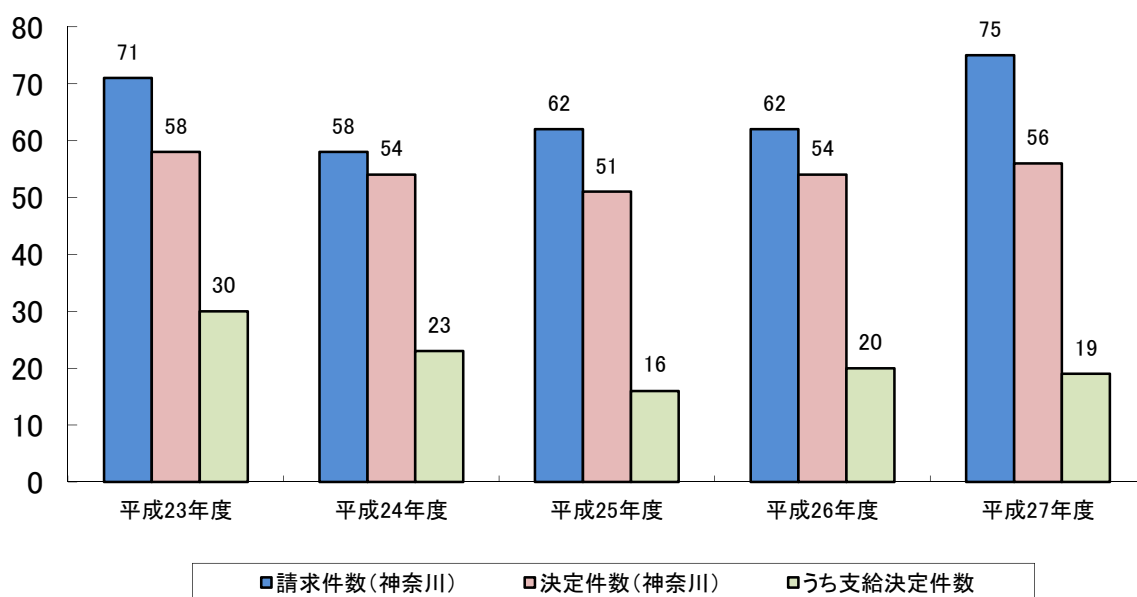


表1-2 業種別支給決定件数一覧(脳・心臓疾患)

(件)

業種	脳・心臓疾患(全国)		脳・心臓疾患(神奈川県)	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
農業, 林業, 漁業, 鉱業, 採石業, 砂利採取業	5	1	0	0
製造業	31	34	2	1
建設業	28	28	2	5
運輸業, 郵便業	92	96	6	3
卸売業, 小売業	35	35	2	4
金融業, 保険業	2	2	1	0
教育, 学習支援業	6	0	0	0
医療, 福祉	6	5	0	1
情報通信業	9	11	1	3
宿泊業, 飲食サービス業	24	22	3	2
その他の事業(上記以外の事業)	39	17	3	0
合計	277	251	20	19

注) 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

図1-2 業種別支給決定件数構成比(脳・心臓疾患)

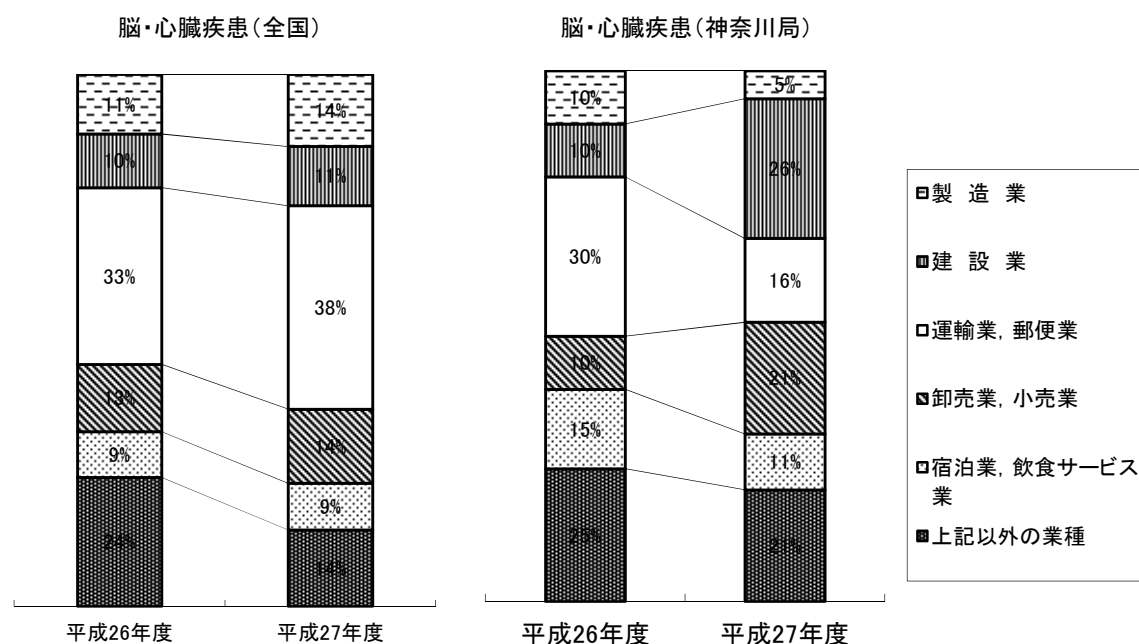


表1-3 職種別支給決定件数一覧(脳・心臓疾患)

(件)

職種	年度	脳・心臓疾患(全国)		脳・心臓疾患(神奈川県)	
		平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
専門的・技術的職業従事者		44	33	2	4
管理的職業従事者		37	27	0	1
事務従事者		15	15	3	0
販売従事者		26	34	4	5
サービス職業従事者		30	20	3	1
輸送・機械運転従事者		88	88	5	3
生産工程従事者		14	13	1	0
その他の職種(上記以外の職種)		23	21	2	5
合計		277	251	20	19

注) 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業者などである。

図1-3 職種別支給決定件数構成比(脳・心臓疾患)

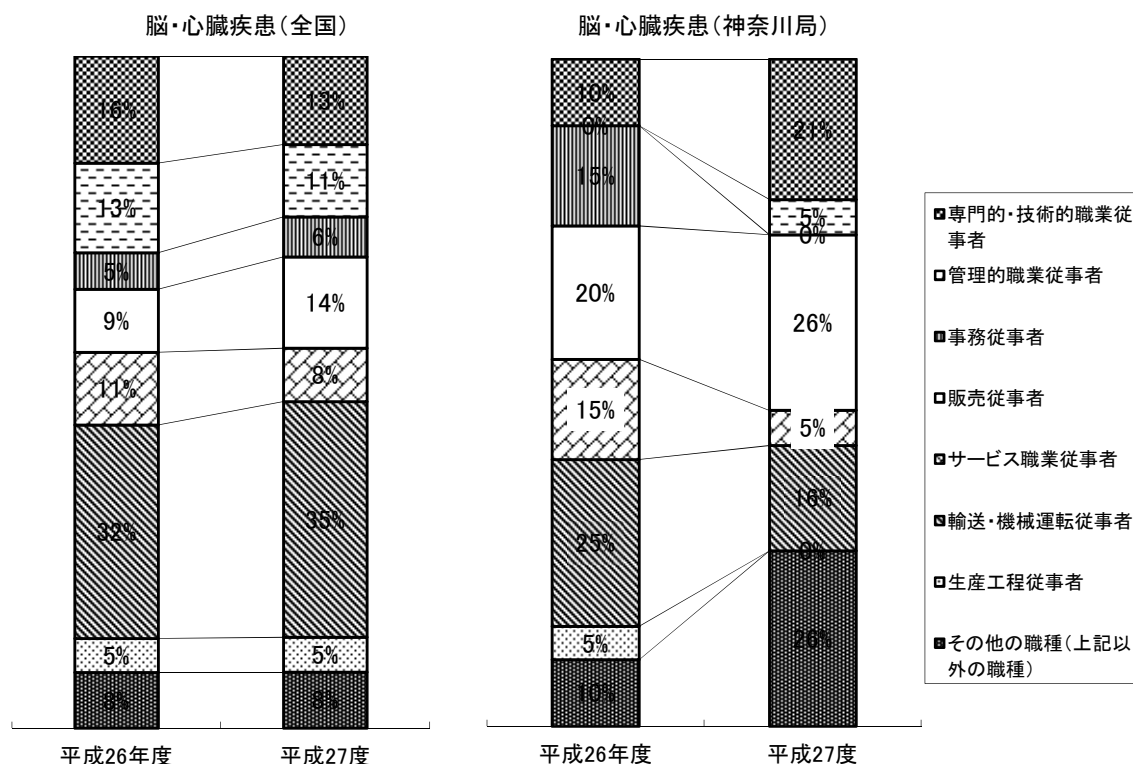


表1-4 年齢別支給決定件数一覧(脳・心臓疾患)

(件)

年齢	脳・心臓疾患(全国)		脳・心臓疾患(神奈川県)	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
29歳以下	7	6	0	2
30~39歳	39	36	2	2
40~49歳	93	80	8	3
50~59歳	111	91	6	9
60歳以上	27	38	4	3
合計	277	251	20	19

図1-4 年齢別支給決定件数構成比(脳・心臓疾患)

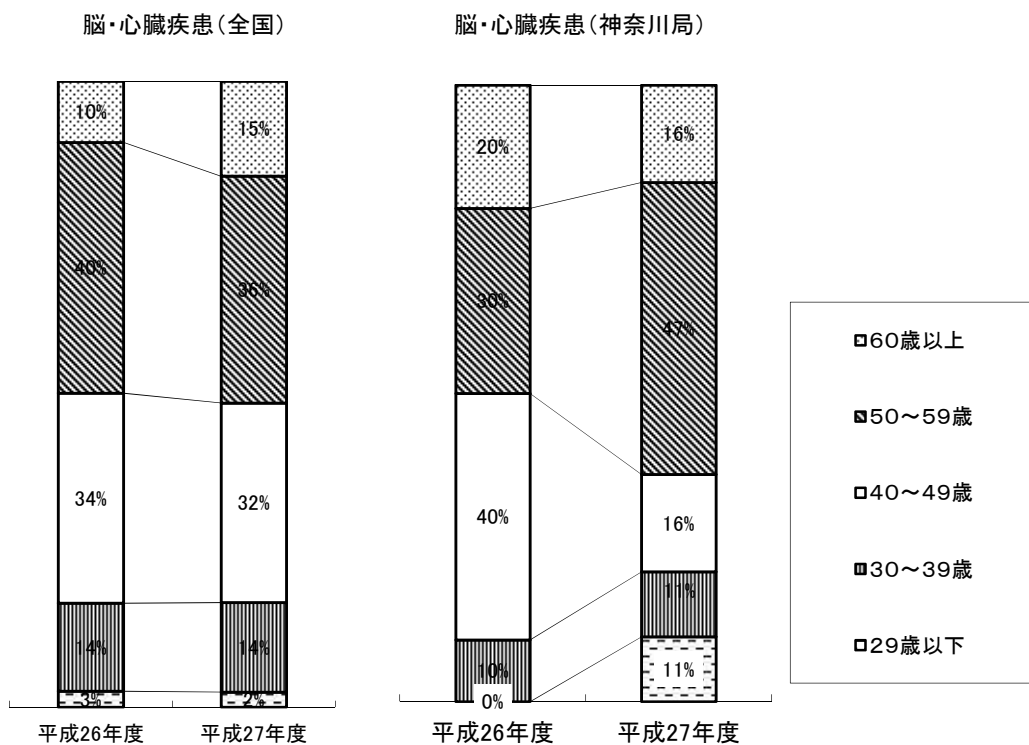


表1-5 脳・心臓疾患の時間外労働時間数(1か月平均)別支給決定件数

時間外労働時間	平成27年度			
	全	国	神	奈川
		内死亡		内死亡
45時間未満	0	0	0	0
45時間以上～60時間未満	1	1	0	0
60時間以上～80時間未満	11	4	2	0
80時間以上～100時間未満	105	49	10	7
100時間以上～120時間未満	66	24	5	3
120時間以上～140時間未満	16	6	0	0
140時間以上～160時間未満	20	7	1	1
160時間以上	18	3	0	0
その他	14	2	1	0
合計	251	96	19	11

表2-1 精神障害の労災補償状況

(件)

区分		年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
精神障害	請求件数(全国)		1272	1257	1409	1456	1515
	決定件数(全国)		1074	1217	1193	1307	1306
	うち支給決定件数 (認定率)		325 (30.3%)	475 (39.0%)	436 (36.5%)	497 (38.0%)	472 (36.1%)
うち自殺 (未遂含む)	請求件数(全国)		202	169	177	213	199
	決定件数(全国)		176	203	157	210	205
	うち支給決定件数 (認定率)		66 (37.5%)	93 (45.8%)	63 (40.1%)	99 (47.1%)	93 (45.4%)
精神障害	請求件数(神奈川)		106	91	133	122	118
	決定件数(神奈川)		101	97	95	117	105
	うち支給決定件数 (認定率)		34 (33.7%)	46 (47.4%)	30 (31.6%)	33 (28.2%)	38 (36.2%)
うち自殺 (未遂含む)	請求件数(神奈川)		10	12	13	14	13
	決定件数(神奈川)		8	11	5	16	12
	うち支給決定件数 (認定率)		4 (50.0%)	4 (36.4%)	0 (0%)	6 (37.5%)	4 (33.3%)

注) 決定件数は、当該年度に請求されたものに限るものではない。

図2-1 精神障害の労災請求・決定件数の推移(神奈川局)

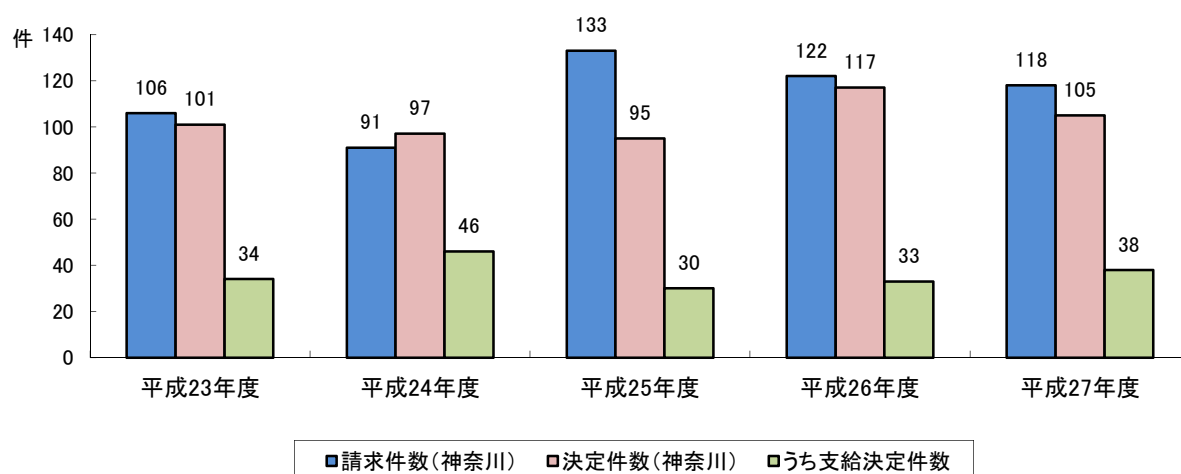


表2-2 業種別支給決定件数一覧(精神障害)

(件)

業種	精神障害(全国)		精神障害(神奈川県)	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
農業, 林業, 漁業, 鉱業, 採石業, 砂利採取業	6	6	0	0
製造業	81	71	4	3
建設業	37	36	0	2
運輸業, 郵便業	63	57	6	5
卸売業, 小売業	71	65	3	5
金融業, 保険業	7	14	0	0
教育, 学習支援業	10	19	0	0
医療, 福祉	60	47	3	7
情報通信業	32	30	0	4
宿泊業, 飲食サービス業	38	29	4	2
その他の事業(上記以外の事業)	92	98	13	10
合計	497	472	33	38

注) 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

図2-2 業種別支給決定件数一覧(精神障害)

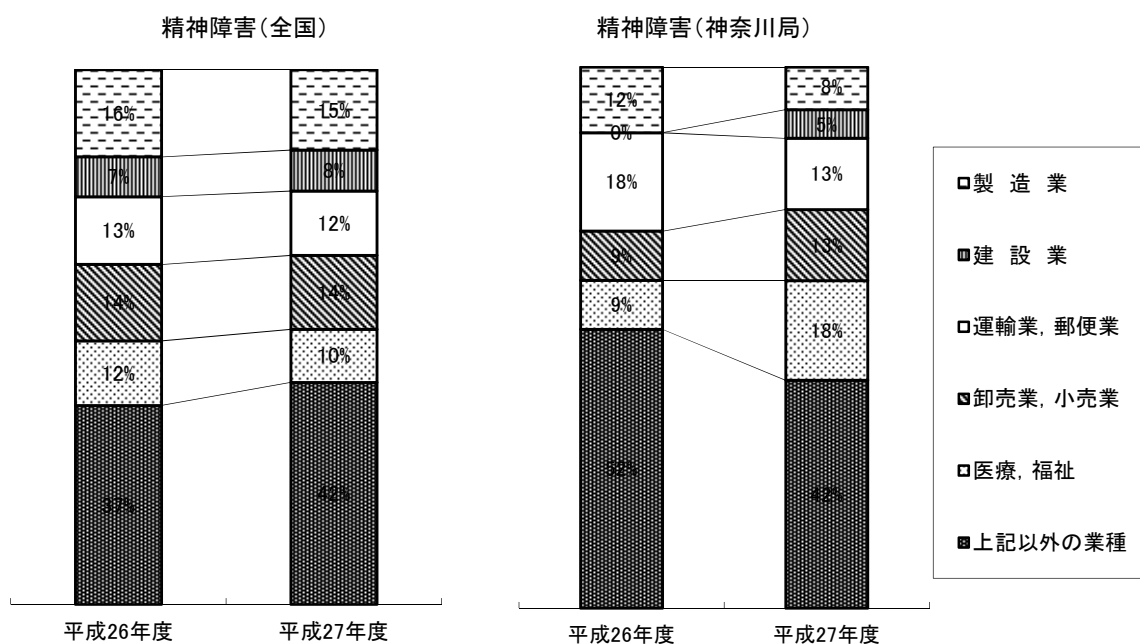


表2-3 職種別支給決定件数一覧(精神障害)

(件)

職種	精神障害(全国)		精神障害(神奈川県)	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
専門的・技術的職業従事者	110	114	4	12
管理的職業従事者	49	44	1	0
事務従事者	99	93	5	4
販売従事者	53	48	8	5
サービス職業従事者	63	53	5	8
輸送・機械運転従事者	31	37	4	5
生産工程従事者	51	36	4	2
その他の職種(上記以外の職種)	41	47	2	2
合計	497	472	33	38

注) 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業者などである。

図2-3 職種別支給決定件数一覧(精神障害)

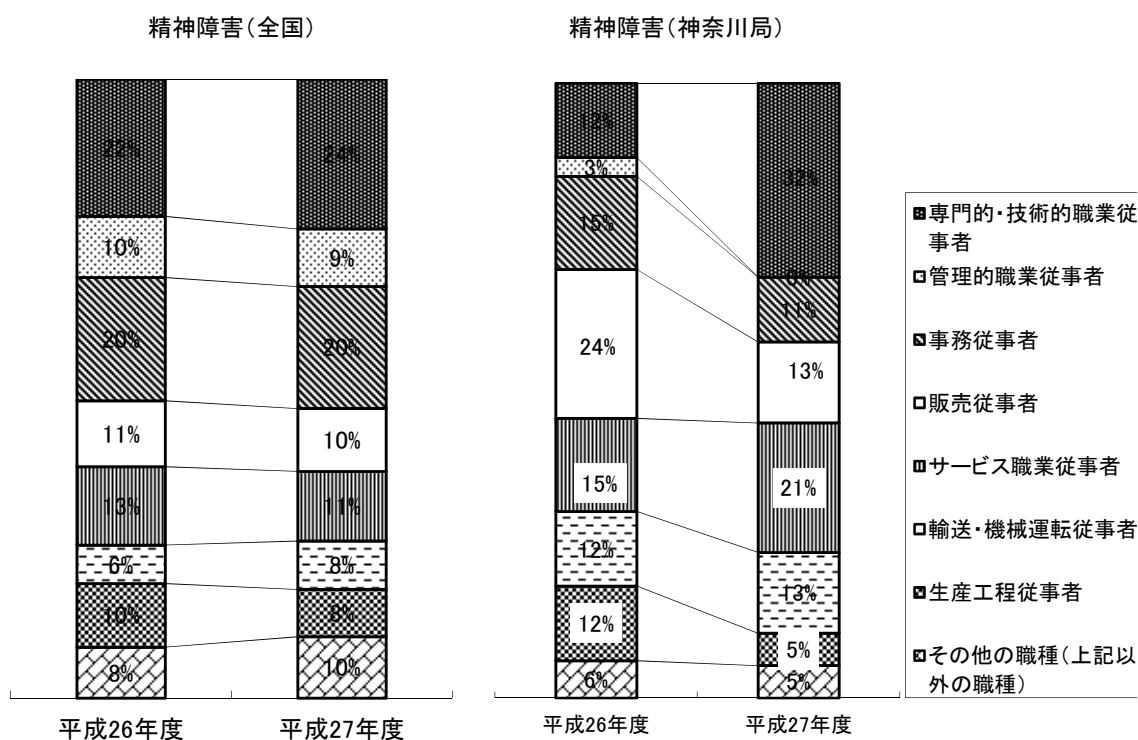


表2-4 年齢別支給決定件数一覧(精神障害)

(件)

年度 年齢	精神障害(全国)		精神障害(神奈川県)	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
29歳以下	113	89	5	8
30~39歳	138	137	10	10
40~49歳	140	147	10	15
50~59歳	86	85	6	4
60歳以上	20	14	2	1
合計	497	472	33	38

図2-4 年齢別支給決定件数構成比(精神障害)

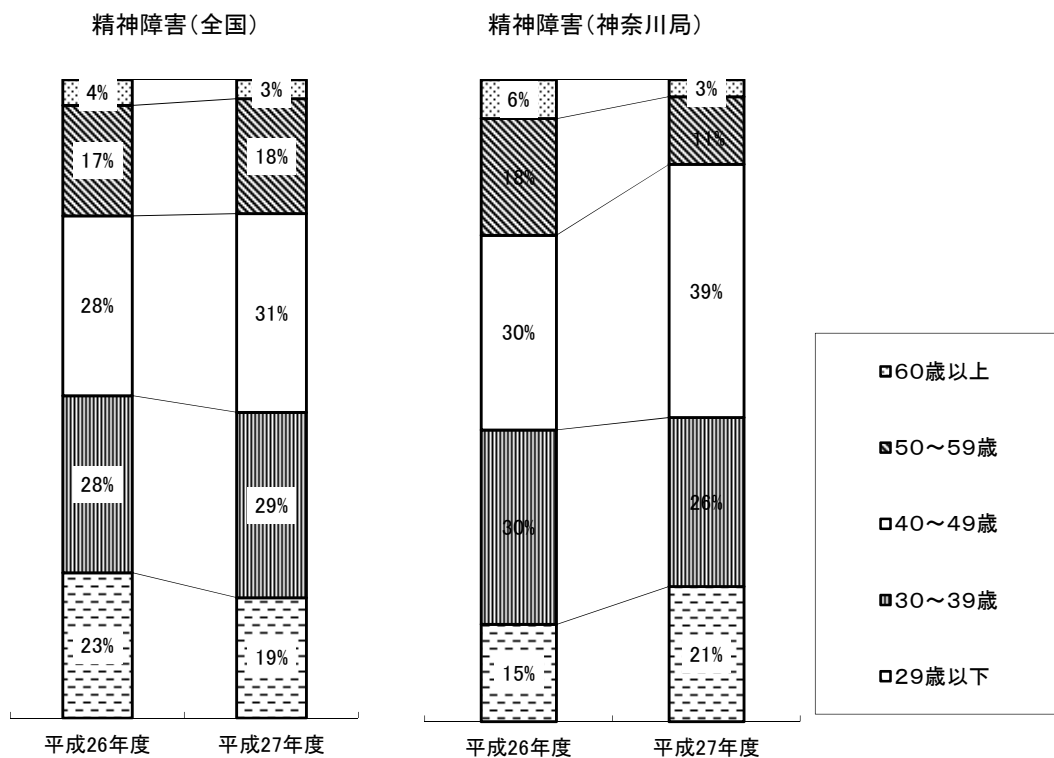


表2-5 精神障害の時間外労働時間数(1か月平均)別支給決定件数

時間外労働時間	平成27年度			
	全	国	神 奈 川	
		内自殺		内自殺
20時間未満	86	5	4	0
20時間以上～40時間未満	50	9	6	0
40時間以上～60時間未満	46	11	5	0
60時間以上～80時間未満	20	4	6	1
80時間以上～100時間未満	20	7	3	0
100時間以上～120時間未満	45	18	2	1
120時間以上～140時間未満	40	15	0	0
140時間以上～160時間未満	22	4	2	0
160時間以上	65	18	4	2
その他	78	2	6	0
合計	472	93	38	4

精神障害の出来事別決定及び支給件数一覧

(資料2-6)

出来事の種類	具体的な出来事	平成27年度		
		決定件数	支給決定件数	
				内自殺
1 事故や災害の体験	(重度の)病気やケガをした	9	4	0
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	11	6	0
2 仕事の失敗、過重な責任の発生	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	0	0	0
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事のミスをした	2	1	1
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	1	0	0
	自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	0	0	0
	業務に関連し、違法行為を強要された	0	0	0
	達成困難なノルマが課された	0	0	0
	ノルマが達成できなかった	1	0	0
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	1	0	0
	顧客や取引先から無理な注文を受けた	2	1	0
	顧客や取引先からクレームを受けた	0	0	0
	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	0	0	0
	上司が不在になることにより、その代行を任された	0	0	0
	3 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった	13	8
1か月に80時間以上の時間外労働を行った		5	2	0
2週間以上にわたって連続勤務を行った		2	1	0
勤務形態に変化があった		0	0	0
仕事のペース、活動の変化があった		0	0	0
4 役割・地位の変化等	退職を強要された	2	0	0
	配置転換があった	4	0	0
	転勤をした	2	0	0
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	0	0	0
	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた	0	0	0
	自分の昇格・昇進があった	0	0	0
	部下が減った	0	0	0
	早期退職制度の対象となった	0	0	0
5 対人関係	非正規社員である自分の契約満了が迫った	0	0	0
	(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	9	3	0
	上司とのトラブルがあった	21	1	0
	同僚とのトラブルがあった	7	0	0
	部下とのトラブルがあった	0	0	0
	理解してくれていた人の異動があった	0	0	0
	上司が替わった	0	0	0
同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	0	0	0	
6 セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメントを受けた	2	2	0
7 特別な出来事		9	9	2
8 その他		2	0	0
合計		105	38	4

注 1 「具体的な出来事」は、平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」別表による。

2 「特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数。

3 「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数。